

令和6年度

第1回評議員会

説明資料

令和6年6月27日

社会福祉法人

世田谷区社会福祉協議会

議案集

議案第1号

令和6年6月27日

令和5年度計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

詳細は、別紙「令和5年度決算書（案）」のとおり。

報 告 事 項

報告事項 1

令和 6 年 6 月 2 7 日
総 務 課

令和 5 年度事業報告について

詳細は、別紙「令和 5 年度事業報告書」のとおり。

報告事項 2

令和6年6月27日
総務課

予算の流用について

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会経理規程第19条に基づき、予算の流用を行ったため、その内容を報告する。

令和5年度 予算流用一覧(決算時)

令和6年3月31日現在 (単位:円)

拠点区分	サービス区分	サービス区分C	減少科目		減少金額	サービス区分C	増加科目		増加金額	流用理由
			大	中			大	中		
地域福祉推進事業拠点区分										
法人運営事業サービス区分										
	総・職員・役員等研修事業	事務費支出	業務委託費支出		24,000	総・職員・役員等研修事業	事務費支出	謝礼金支出	24,000	外部研修委託の予定を個人講師に変更
地域福祉事業サービス区分										
	日・福祉喫茶 本部	事業費支出	諸謝金支出		120,000	日・福祉喫茶3店舗運営				
	日・福祉喫茶 本部	事業費支出	消耗器具備品費支出		149,000	日・福祉喫茶3店舗運営	事業費支出	原材料費支出	413,000	福祉喫茶3店舗の来客数増及び原材料の価格高騰による
	日・福祉喫茶 本部	事業費支出	業務委託費支出		30,000	日・福祉喫茶3店舗運営				
	日・福祉喫茶 本部	事務費支出	謝礼金支出		114,000	日・福祉喫茶3店舗運営				
	調・地域福祉コーディネーター推進事業	事業費支出	業務委託費支出		369,000	調・地域福祉コーディネーター推進事業	事務費支出	消耗器具備品費支出	369,000	地区事務局プリンタ不具合による買替等
	連・地域で支える食の支援事業	事業費支出	業務委託費支出		136,000	連・地域で支える食の支援事業	事務費支出	手数料支出	136,000	食品管理システム保守を計上していなかったため
	世・地域社協事務所経費	事務費支出	手数料支出		18,000	世・地域社協事務所経費	事務費支出	保険料支出	18,000	世田谷地域事務所移転に伴う新事務所の火災保険加入
	玉・地域事務所運営	事務費支出	修繕費支出		3,000	玉・地域事務所運営	事務費支出	諸会費支出	3,000	玉川支援ネットワークの会費を支払うことになった
	日・福祉喫茶 本部	事業費支出	消耗器具備品費支出		1,000	日・福祉喫茶 本部	事業費支出	通信運搬費支出	1,000	福祉喫茶援助者の契約日数変更通知を出したため
	フ・世田谷区ファミリーサポート・センター事業	事業費支出	広報費支出		68,000	フ・世田谷区ファミリーサポート・センター事業	事業費支出	印刷製本費支出	68,000	「会員のしおり」作成にかかる予算不足のため
	日・福祉喫茶3店舗運営	事業費支出	手数料支出		9,000	日・福祉喫茶3店舗運営	事業費支出	水道光熱費支出	9,000	光熱費の高騰による
	碓・地域社協事務所経費	固定資産取得支出	器具及び備品取得支出		2,000	碓・地域社協事務所経費	事務費支出	事務消耗品費支出	2,000	碓地域社協事務所職員増員による
	碓・地域社協事務所経費	固定資産取得支出	器具及び備品取得支出		25,000	碓・地域社協事務所経費	事務費支出	業務委託費支出	25,000	碓地域社協事務所職員増員による
	世・地域社協事務所経費	事務費支出	業務委託費支出		229,000	世・地域社協事務所経費	事務費支出	事務消耗品費支出	229,000	世田谷地域社協事務所移転による
	世・地域社協事務所経費	事務費支出	業務委託費支出		230,000	碓・地域社協事務所経費	事務費支出	水道光熱費支出	230,000	碓地域事務所の光熱費において、令和4年度未払金計上遅れによる
生活自立支援事業拠点区分										
生活困窮者自立相談支援事業サービス区分										
	生・生活福祉資金特例貸付事務	事務費支出	事務消耗品費支出		85,000	生・生活福祉資金特例貸付事務	事務費支出	土地・建物賃借料支出	85,000	特例書類保管トランクルームの料金改定等による
	生・生活福祉資金特例貸付事務	事務費支出	事務消耗品費支出		210,000	生・生活福祉資金特例貸付事務	事務費支出	雑支	210,000	管理会社(東急住モリス)より4年度光熱費の計算誤りが発覚し、差額の追加請求があったことによる
	生・生活福祉資金特例貸付事務	事務費支出	事務消耗品費支出		353,000	生・生活福祉資金特例貸付事務	事務費支出	修繕費支出	353,000	自転車安全点検の結果の修理代による
	因・生活困窮者自立相談支援センター運営	事業費支出	消耗器具備品費支出		869,000	因・生活困窮者自立相談支援センター運営	固定資産取得支出	器具及び備品取得支出	869,000	高速印刷機の老朽化による
貸付金等事業サービス区分										
	世・忘念貸付金・緊急支援事業	事務費支出	通信運搬費支出		1,000	世・忘念貸付金・緊急支援事業	事務費支出	手数料支出	1,000	住民票請求による定額小為替取扱い手数料
権利擁護事業拠点区分										
成年後見推進事業サービス区分										
	権・福祉サービス利用援助事業	事業費支出	賃借料支出		10,000	権・福祉サービス利用援助事業	事業費支出	広報費支出	10,000	あんしん事業パンフレットの作成部数増による
	成・専門・法律相談	事業費支出	広報費支出		10,000	成・専門・法律相談	事務費支出	手数料支出	10,000	職員増員によるキントーンライセンス使用料
	権・福祉サービス利用援助事業	事務費支出	会議費支出		1,000	権・福祉サービス利用援助事業	事務費支出	手数料支出	1,000	新規契約者が増えたことによる、振替手数料増

社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定について

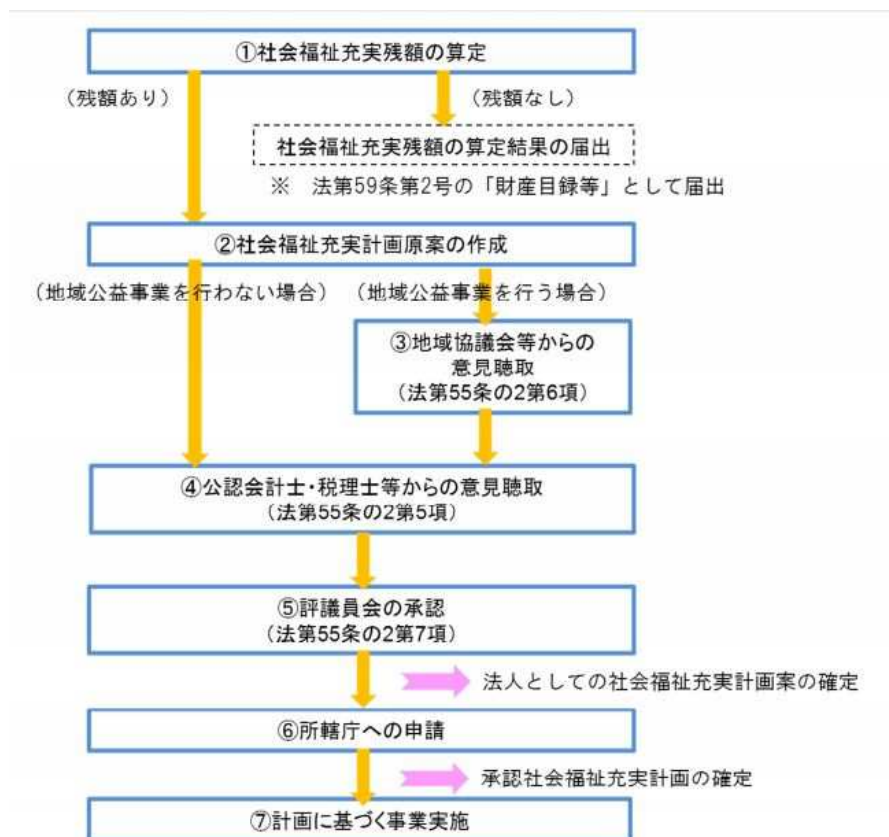
1. 社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の策定の趣旨

平成28年に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）による改正後の社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）においては、平成29年4月1日以降、法人は、毎会計年度、貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額が事業継続に必要な財産額（以下「控除対象財産」という。）を上回るかどうかを算定しなければならないとされている。

また、これを上回る財産額（以下「社会福祉充実残額」という。）がある場合には、社会福祉充実残額を財源として、既存の社会福祉事業若しくは公益事業の充実又は新規事業の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」という。）を策定し、これに基づく事業（以下「社会福祉充実事業」という。）を実施しなければならない。

参考；社会福祉充実計画の策定の流れ

社会福祉充実計画は、原則として、次の流れに沿って策定する。



(雇児発 0124 第 1 号 社援発 0124 第 1 号 老発 0124 第 1 号 平成 29 年 1 月 24 日)

2. 社会福祉充実残額の算定結果

当法人の令和5年度社会福祉充実残額の算定結果は、▲508,770,000円となり、社会福祉充実残額が0円以下であるので、社会福祉充実計画の策定は不要となる。

今後の手続きとしては、法第59条の第2号の「財産目録等」として所轄庁に届け出する。当算定結果は、他の計算書類とともに、(独)福祉医療機構の財務諸表等電子開示システムで公開される。

【社会福祉充実残額の算定】

【① 利用可能な財産】

1,273,013,562円

資産	1,828,291,894円
－負債	498,847,989円
－基本金	56,408,440円
－国庫補助金等特別積立金	21,903円

【社会福祉充実残額】

▲508,770,000円 (1万円未満切り捨て)

=①－(②+⑤)

参考： 令和4年度社会福祉充実残額

▲448,180,000円

【控除対象財産】

②社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等

353,804,980円

③再取得に必要な財産

0円

④必要な運転資金

0円

⑤計画の特例※

1,427,988,234円

※特例として、③+④の合計額が年間事業活動支出を下回る場合は、②+年間事業活動支出を控除対象財産とすることができる。

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会関係諸規程の一部改正等について

1 一部改正

(1) 常勤職員執務規程

○主な改正内容

- ・夏季休暇を取得できる期間を2か月間延長する。

(2) 地域福祉支援員・専門員執務規程

○主な改正内容

- ・給与のうち、勤勉手当について職員給与規程に準じて規定化する。
- ・夏季休暇を取得できる期間を2か月間延長する。

(3) 高年齢者職員執務規程

○主な改正内容

- ・給与の諸手当のうち特命担当手当を廃止し、同手当相当額を給料に加算する。

新旧対照表

○社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会常勤職員職務規程の一部改正（案）

現 行		改正案		説 明										
別表第1（第34条関係）	休暇の名称、事由と時間等	別表第1（第34条関係）	休暇の名称、事由と時間等											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>休暇の名称</th> <th>休暇の事由</th> <th>休暇の時間等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季休暇</td> <td>夏季の期間（7月1日から9月30日までをいう。）において、職員が心身の健康の維持及び増進、又は家庭生活の充実のため、勤務しないことが相当と認められるとき</td> <td>原則として、日を単位として5日以内</td> </tr> </tbody> </table>	休暇の名称	休暇の事由	休暇の時間等	夏季休暇	夏季の期間（7月1日から9月30日までをいう。）において、職員が心身の健康の維持及び増進、又は家庭生活の充実のため、勤務しないことが相当と認められるとき	原則として、日を単位として5日以内	<table border="1"> <thead> <tr> <th>休暇の名称</th> <th>休暇の事由</th> <th>休暇の時間等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季休暇</td> <td>夏季の期間（6月1日から10月31日までをいう。）において、職員が心身の健康の維持及び増進、又は家庭生活の充実のため、勤務しないことが相当と認められるとき</td> <td>原則として、日を単位として5日以内</td> </tr> </tbody> </table>	休暇の名称	休暇の事由	休暇の時間等	夏季休暇	夏季の期間（6月1日から10月31日までをいう。）において、職員が心身の健康の維持及び増進、又は家庭生活の充実のため、勤務しないことが相当と認められるとき	原則として、日を単位として5日以内	<p>夏季休暇の取得期間を2か月間延長する。</p>
休暇の名称	休暇の事由	休暇の時間等												
夏季休暇	夏季の期間（7月1日から9月30日までをいう。）において、職員が心身の健康の維持及び増進、又は家庭生活の充実のため、勤務しないことが相当と認められるとき	原則として、日を単位として5日以内												
休暇の名称	休暇の事由	休暇の時間等												
夏季休暇	夏季の期間（6月1日から10月31日までをいう。）において、職員が心身の健康の維持及び増進、又は家庭生活の充実のため、勤務しないことが相当と認められるとき	原則として、日を単位として5日以内												
		<p align="center"><u>附 則（令和6年6月12日改正）</u></p> <p>1 <u>この規程は、令和6年6月12日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</u></p>												

新旧対照表

○社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会地域福祉支援員・専門員執務規程の一部改正（案）

現 行	改正案	説 明
<p>(勤務日、勤務時間、休憩時間及び休憩時間) 第20条 支援員・専門員の勤務日は原則として月16日とし、所属長があらかじめ勤務日を指定する。 (第2項から第8項まで省略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第30条 支援員・専門員の給与は、給料及び次に掲げる諸手当とする。</p> <p>(1) 通勤手当 (2) 超過勤務手当 (3) 喫茶店長手当 (4) 期末手当</p> <p>(第2項から第4項まで省略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第39条 支援員・専門員に対しては、予算の範囲内で、別に定める基準に従い、期末手当を支給するものとする。</p>	<p>(勤務日、勤務時間及び休憩時間) 第20条 支援員・専門員の勤務日は原則として月16日とし、所属長があらかじめ勤務日を指定する。 (第2項から第8項まで現行に同じ)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第30条 支援員・専門員の給与は、給料及び次に掲げる諸手当とする。</p> <p>(1) 通勤手当 (2) 超過勤務手当 (3) 喫茶店長手当 (4) 期末手当 <u>(5) 勤勉手当</u></p> <p>(第2項から第4項まで現行に同じ)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第39条 支援員・専門員に対しては、予算の範囲内で、別に定める基準に従い、期末手当を支給するものとする。</p> <p><u>(勤勉手当)</u></p> <p><u>第39条の2 支援員・専門員に対しては、勤務成績を考慮し、予算の範囲内で、別に定める基準に従い、勤勉手当を支給するものとする。</u></p>	<p>字句修正</p> <p>職員給与規程に準じて勤勉手当を規定化</p> <p>勤勉手当の支給方法について規定化</p>

現 行		改正案		説 明
別表第1 (第24条関係)		別表第1 (第24条関係)		
休暇の名称、事由と時間等		休暇の名称、事由と時間等		
休暇の名称	休暇の事由	休暇の事由	休暇の時間等	給与の有無
夏季休暇	夏季の期間(7月1日から9月30日までをいう。)において、職員が心身の健康の維持及び増進、又は家庭生活の充実のため、勤務しないことが相当と認められるとき	夏季の期間(6月1日から10月31日までをいう。)において、職員が心身の健康の維持及び増進、又は家庭生活の充実のため、勤務しないことが相当と認められるとき	原則として、日を単位とする。日数は別に定める。	有給
		<p align="center"><u>附 則 (令和6年6月12日改正)</u></p> <p align="center"><u>1 この規程は、令和6年6月12日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</u></p>		夏季休暇の取得期間を2か月間延長する。

新旧対照表

○社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会高齢者職員執務規程の一部改正（案）

現 行	改正案	説 明						
<p>(給 与)</p> <p>第12条 高齢者の給与については、給料及び次に掲げる諸手当とする。</p> <p>(1) 通勤手当 (2) 超過勤務手当 (3) 期末手当 (4) 勤勉手当 (5) 休日給</p> <p><u>(6) 特命担当手当</u></p> <p>(第2項から第4項まで省略)</p>	<p>(給 与)</p> <p>第12条 高齢者の給与については、給料及び次に掲げる諸手当とする。</p> <p>(1) 通勤手当 (2) 超過勤務手当 (3) 期末手当 (4) 勤勉手当 (5) 休日給</p> <p>(第2項から第4項まで現行に同じ)</p>	<p>特命担当手当を給料に含めるため削除</p>						
<p>別表第1（第12条関係）給料、特命担当手当の金額</p> <table border="1" data-bbox="861 129 957 1008"> <tr> <td>給 与</td> <td>月額 205,000円</td> </tr> <tr> <td>特命担当手当</td> <td>月額 20,500円</td> </tr> </table>	給 与	月額 205,000円	特命担当手当	月額 20,500円	<p>別表第1（第12条関係）給料の金額</p> <table border="1" data-bbox="861 1008 957 2094"> <tr> <td>給 料</td> <td>月額 225,500円</td> </tr> </table> <p>附 則（令和6年6月12日改正）</p> <p>1 この規程は、令和6年6月12日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</p>	給 料	月額 225,500円	<p>字句修正</p> <p>特命担当手当相当額を給料に加算</p>
給 与	月額 205,000円							
特命担当手当	月額 20,500円							
給 料	月額 225,500円							

令和6年6月27日

役員等賠償責任保険契約の決定について

「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行（令和3年3月1日）に伴う改正社会福祉法第45条の22の2の規定（一般社団・財団法人法第118条の3の準用）に基づき、本会が締結する役員等賠償責任保険契約の内容等について提出する。

1. 契約内容

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 保険会社 | 東京海上日動火災保険株式会社 |
| (2) 被保険者 | 本会理事・監事・評議員 |
| (3) 保険の名称 | 役員賠償責任保険（D&Oマネジメントパッケージ（経営責任総合補償特約条項付帯 会社役員賠償責任保険） |
| (4) 保険期間 | 1年間
(令和6年7月1日午後4時～令和7年7月1日午後4時) |
| (5) 保険料 | 132,090円 |
| (6) 保険金の支払事由および支払限度額 | |
| ①支払事由 | 被保険者である理事、監事、評議員等がその地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等。 |
| ②支払限度額 | 3億円 |

【参考】（一般社団・財団法人法第118条）

（役員等のために締結される保険契約）

第百十八条の三 一般社団法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、社員総会（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会）の決議によらなければならない。

引き続き安心して役員に就任いただくために

1. 役員賠償責任保険

(D&Oマネジメントパッケージ(経営責任総合補償特約条項付帯 会社役員賠償責任保険))

被保険者(補償の対象となる方)

【個人被保険者】(*1)

- ①加入社会福祉法人の役員(理事・監事)、執行役員、社外派遣役員および評議員
- ②重要な役割を担う職員(施設長や管理職従業員等)(*2)

※上記の地位に基づいて遂行する記名法人の職務または業務に関する限りにおいて個人被保険者とする。
※個人被保険者が死亡した場合はその者とその相続人または相続財産法人を、役員が破産した場合はその者とその破産管財人を同一の個人被保険者とします。

【法人】(記名法人が被保険者となるのは、「(2)主な補償内容-Ⅱ.補償契約に関する補償」、「同-Ⅲ.法人に関する補償」の記名法人費用、「同-Ⅳ.その他の補償」の緊急費用を負担したことによって被る損害に限ります。記名法人に対してなされた損害賠償請求に起因する損害は、補償対象外です。)

③記名法人(加入社会福祉法人)

- (*1)個人被保険者には初年度契約始期日以降に上記の地位を退任または退職した者およびこのご加入の保険期間中にこれらの地位に新たに就任した者をきみます。
- (*2)重要な役割を担う職員とは、理事会の決議によって重要な役割を担う職員として選任された方を指します(社会福祉法第45条13)。具体的な役割の規定は社会福祉法中にはありませんので、各法人の実態に応じることとなります。



本保険の特長

1. 本保険は、役員等が行った行為(不作為を含みます)に起因して、役員等に対して損害賠償請求がなされたことにより役員等が被る「法上の賠償責任」「争訟費用」に対して、保険金を支払います。また、「責いがかかり的な訴訟」にも対応いたします。
2. 損害賠償請求が提起される「おそれの生じた状況」であっても弁護士に相談した場合の弁護士相談費用等所定の損害賠償請求対応費用を補償いたします。
3. ハラスメント、不当解雇、過労死、過労自殺等の従業員の方とのトラブルにより、従業員から役員の皆様個人に対して慰謝料請求等の訴訟が提起された場合にも対応いたします。身体の障害、精神的苦痛についての訴訟についても対応しており、争訟費用がお支払対象となります。
4. 法人から役員等への賠償請求も補償いたします。
5. 費用の補償が充実しており、不祥事が発生した場合または発生したことが疑われる場合に法人内調査を行うために法人が負担する費用や、第三者委員会設置・活動費用などの各種費用を補償いたします。

(1) 想定される事故事例と補償の概要

**第三者からの訴訟 法人からの訴訟 や言いがかり訴訟などで
社会福祉法人の役員等の訴訟リスクを補償します。**

想定される事故事例

不適切な法人運営・管理

(法人からの損害賠償請求例)
定款上許されない株式投資信託を
購入し、値下がりにより損害を被っ
た。専務理事の善管注意義務違反
として、当該法人から訴えられた。

職員の不正

職員が不正に資金を流用し、法人に
損失が発生、債務の返済が不可能
となった。役員としての監視・監督を
怠ったとして、法人の債権者から損
害賠償請求訴訟が提起された。

パワハラ・セクハラ

法人内でセクシャルハラスメントを受
けた女性職員から、法人が何ら再発
防止策を講じないためにセクシャル
ハラスメントを受け続け、精神的苦痛
を受けたとして、慰謝料につき、役員
が損害賠償を請求された。

職員の過労死・過労自殺

職員が過労死したのは、長時間労働
を理事らは容易に認識できたにもか
かわらず問題を放置したのが原因で
あり、理事は任務懈怠責任を負うと
して、遺族から理事個人に対して、損
害賠償を請求された。

利用者との関係

職員が興奮状態にあった入所者をうつぶせ
の状態に押さえつけたところ、死亡してしま
った場合において、入所者を制止する方法に
ついての指導やマニュアル整備を怠った過
失があるとして、遺族から役員個人に対
して、損害賠償請求を請求された。
(身体障害者についての損害賠償請求は、争
訟費用のみお支払対象となります。)

近隣住民との関係

施設からの騒音が我慢の限度を超えた違法
なものであり、防音壁の設置を求めたがかな
わず、騒音で精神疾患になり入院したなど
として、施設の近くの住民から施設を運営する
社会福祉法人の役員個人に対して、損害賠
償を請求された。
(精神的苦痛についての損害賠償請求は、争
訟費用のみお支払対象となります。)

重要



- ◎ 賠償請求を受けた場合、役員等の皆様の個人の財産で賠償しなければなりません。
- ◎ 賠償金の支払債務は相続の対象となり、相続人であるご家族が負担しなければなりません。

補償の概要

貴法人の役員等の皆様(個人被保険者)が、その業務について行った行為(不作為を含みます)に起因して、保険期間中に役員の皆様へ損害賠償請求がなされたことによって被る損害や争訟費用等に対して、保険金をお支払いいたします。

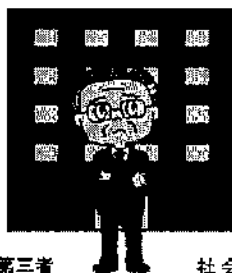
第三者・従業員

役員(理事・監事)・評議員・理事会で選任された施設長

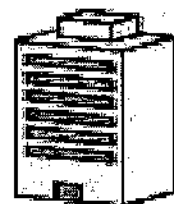
貴法人



不法行為等に基づく
損害賠償請求



債務不履行責任(善
管注意義務違反)等に
基づく損害賠償請求



社会福祉法第45条の21：役員等又は評議員の第三者
に対する損害賠償責任
民法第709条：不法行為責任等

社会福祉法第38条：社会福祉法人と評議員等の関係
社会福祉法第45条の16：理事の職務及び権限等
社会福祉法第45条の20：役員等または評議員の社会福祉
法人に対する損害賠償責任
民法第415条：債務不履行責任等

役員の日々の業務が、思わぬ損害賠償リスクにつながるおそれがあります。

役員賠償責任保険は、役員の損害賠償リスクを補償することで、
役員の健全な経営判断および貴法人の更なる発展をサポートします。

(2) 主な補償内容

【特徴① 費用の補償が充実！】

I 役員（個人被保険者）に関する補償

補償項目 (お支払いする保険金)	補償の概要 (保険期間中に「対象事由(下線部)」が発生した場合に限り、 保険金をお支払いします。)	想定している手続き			保険期間中 支払限度額	免責金額	
		民事	行政	刑事			
法律上の損害賠償金	個人被保険者が行った行為(不作為を含みます。)に起因して、個人被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、個人被保険者が負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。	○			5000万円、1億円、3億円のいずれか。		
争訟費用	個人被保険者が行った行為(不作為を含みます。)に起因して、個人被保険者に対して損害賠償請求がなされたことに関する争訟(訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。)によって生じた費用(個人被保険者または法人の従業員の報酬、賞与または給与等を除きます。)で、引受保険会社が必要、有益かつ妥当と認めたものであって、引受保険会社の事前の書面による同意を得て個人被保険者が負担したものに限り、費用をいいます。	○			※身体障害・財物損壊等争訟費用に起因する損害については、上記の10%	なし	
I 役員に関する補償 役員費用	損害賠償請求対応費用	個人被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況(ただし、損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況に限り、)が発生した場合または損害賠償請求がなされた場合に、個人被保険者がその状況または損害賠償請求に対応するために負担した費用をいいます。	○				
	公的調査等対応費用	公的機関からの要請に基づき法人が法人内調査を開始した場合または法人に対して公的調査が開始された場合に、個人被保険者がその法人内調査または公的調査に対応するために負担した費用をいいます。		○		保険期間中総支払限度額または1億円のいずれか低い額	
	刑事手続対応費用	日本国外において、個人被保険者に対して刑事手続が開始された場合に、個人被保険者がその刑事手続に対応するために負担した費用をい、個人被保険者が保釈条件に違反したときに刑事手続を管轄する裁判所が要求する金額に関し、その支払を保証するために発行する保釈保証書その他の金融商品にかかる保証料または手数料(保証金その他の担保は除きます。)を含みます。			○		なし
	財産または地位の保全手続等対応費用	日本国外において、個人被保険者に対して財産または地位の保全手続等が開始された場合に、その手続等がなされることを防ぐために個人被保険者が負担した費用をい、個人被保険者がその手続等に関して確判決または差止め命令を請求する法的手続を行うために負担した費用を含みます。		○	○		
	信頼回復広告費用	個人被保険者に対して損害賠償請求または刑事手続がなされた場合であって、その損害賠償請求または刑事手続についての最終的な司法判断において個人被保険者に責任がないと認定されたときに、個人被保険者の評価または評判への影響を最小化する目的で、個人被保険者に責任がないと認定されたことを周知させるために個人被保険者が負担した費用をいいます。	○		○	500万円	

II 補償契約に関する補償

補償項目	補償の概要 (保険期間中にI「役員に関する補償」に規定する対象事由が発生した場合に限り、保険金をお支払いします。)	想定している手続き			保険期間中 支払限度額	免責金額
		民事	行政	刑事		
II 補償契約に関する補償 補償契約	役員が被る損害について、法人が、法律、契約または定款等の規定に基づいて適法に、個人被保険者に対して補償を行ったことにより、法人が被る損害に対して、保険金をお支払いします。	I「役員に関する補償」と同じ			I「役員に関する補償」と同額(共有)	I「役員に関する補償」と同額

Ⅲ 法人に関する補償

補償項目 (お支払いする保険金)		補償の概要 (保険期間中に「対象事由(下線部)」が発生した場合に限り、 保険金をお支払いします。)	保険期間中 支払限度額 (*2)	免責金額
Ⅲ 法人に関する補償 (*1)	法人費用	法人において、不祥事が発生した場合または発生したことが疑われる場合に、その不祥事に関して行う法人内調査(*)を開始した場合に、法人内調査を行うために法人が負担した費用(法人に雇用されている者への給与、提訴請求対応費用、危機管理コンサルティング費用等を除きます。)をいいます。 (*この保険契約の保険期間の末日の翌日以降180日が経過するまでの期間に、公的機関に対する文書による届出もしくは報告または新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットもしくはこれらに準じる媒体による発表または報道により、その調査を行ったことを公表したものに限り、)	1,000万	なし
	第三者委員会設置・活動費用	法人が第三者委員会を設置した場合に、第三者委員会の活動、調査または報酬のために、法人が負担した費用(法人に雇用されている者への給与、監督官庁による定期的な検査への対応費用や調査費用等を除きます。)をいいます。	5,000万	

(*1) 記名法人が被保険者となるのは、上表のとおり記名法人費用を負担したことによって被る損害に限り、記名法人に対してなされた損害賠償請求に起因する損害は、補償対象外です。

(*2) 上表の「保険期間中支払限度額」は、契約全体の保険期間中総支払限度額の内枠となります。

※法人に関する補償は、上記以外にも提訴請求対応費用、訴訟告知受理に関する公告・通知費用、会社補助参加調査費用、会社補助参加費用、文書提出命令対応費用、役員に対する責任免除に関する公告・通知費用を補償します。

Ⅳ その他の補償

緊急費用

補償の概要	保険期間中 支払限度額	免責金額
次の条件をすべて満たす場合において、役員に関する補償(Ⅱに定めるもの)・補償契約に関する補償(Ⅲに定めるもの)・法人に関する補償(Ⅳに定めるもの)について、引受保険会社の事前の書面による同意を得ずに法人や役員が負担した費用をいいます。 ①被保険者が緊急性が高いと合理的に判断する状況において、被保険者がこれらの費用を負担したこと。 ②これらの費用を最初に負担した日から起算して30日以内に引受保険会社の同意を求めたこと。 ③これらの費用が必要、有益かつ妥当なものであったとして、引受保険会社が事後的に同意すること。	500万円	なし

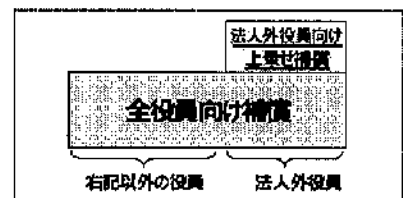
(3) その他の特徴

法人外役員向け上乗せ補償(追加支払限度額)

【特徴②】法人外役員も手厚くお守りします！

法人外役員(監事、非業務執行理事等)について、法人外役員ごとに1億円の追加支払限度額を提供します(ただし、保険期間中すべての法人外役員に対して支払う保険金の額を合計して5億円を限度とします。)

⇒法人外役員の招聘に際して、ご安心いただけるよう十分な支払限度額を設定いただくことも重要ですので、右図の「全役員向け補償」部分(基本の支払限度額)の支払限度額の増額もご検討ください。



役員の上乗せ補償(追加支払限度額)

【特徴③】ご家族(相続人)も手厚くお守りします！

役員の上乗せ補償について、債務を相続した際にそなえ、役員の上乗せ補償ごとに1億円の追加支払限度額を提供します(ただし、保険期間中すべての役員の上乗せ補償に対して支払う保険金の額を合計して3億円を限度とします。)

保険期間延長(ランオフカバー)の特別

【特徴④】役員退任後の補償も安心！

この保険契約が更新されず、かつ、その全部または一部について同一の損害を補償する他の保険契約または共済契約が締結されない場合は、

①保険期間末日から90日間の延長期間が適用されます。

②退任役員(初年度契約の保険期間初日以降にこの保険契約の保険期間の末日以前退任した役員であって、その後いかなる法人においても役員としての地位に就いていない者)については、保険期間末日から10年間の延長期間が適用されます。

ただし、いずれも保険期間の末日までに行われた行為に起因する損害に限り、

(※)法人の第三者との合併、法人の第三者への全資産の譲渡または第三者によって法人の議決権の過半数の取得によって役員としての地位を退任した場合等には適用されません。

(4) 保険金のお支払い方法

被保険者に対してお支払いする保険金の額は、補償項目ごとに、以下により算出された金額を1記名法人ごと(個人被保険者に対してお支払いする保険金の額は補償項目ごとかつ個人被保険者ごと)にお支払いします。

ただし、すべての被保険者に対してお支払いする保険金の額を合算して、ご契約された保険期間中総支払限度額が限度となります(*).

補償項目ごとに設定される保険期間中支払限度額は、契約全体の保険期間中総支払限度額の内枠となります。

(*)法人外役員または役員の上乗せ補償に対して、お支払いする保険金を除きます。

$$\text{保険金の額} = \text{被保険者が被った損害の合計額}$$

(5) 加入タイプと保険料

☆期の途中からのご加入が可能です。下記保険料の月割計算となります。

年間保険料（単位：円）

下表より保険料をご確認ください。各タイプともに免責金額は0円です。

なお、「直近の決算年度の総資産額が200億円以上」、「社会福祉法人以外の法人形態」、「3億円以上の支払限度額をご希望」の場合は、個別に年間保険料をお見積りさせていただきますので、別途、取扱代理店までお問い合わせください。

補償 パターン	保険期間中 総支払限度額 （*1）	総資産額区分別保険料（貸借対照表上の資産の部 合計額）					
		①0～3億円	②3～10億円	③10～20億円	④20～50億円	⑤50～100億円	⑥100～200億円
A	5000万円	56,200 (2,810)	60,600 (3,030)	61,140 (3,080)	66,000 (3,300)	72,830 (3,640)	80,920 (4,050)
B	1億円	79,570 (3,980)	82,080 (4,100)	83,600 (4,180)	91,560 (4,580)	100,280 (5,010)	121,380 (6,070)
C	3億円	122,270 (6,110)	126,540 (6,330)	132,090 (6,600)	147,620 (7,380)	172,900 (8,650)	205,200 (10,260)

※保険料は直近の決算年度における総資産額の範囲別に定額保険料を設定します。（範囲内の額は、下限を「以上」、上限を「未満」とします。）

（*1）法人外役員の方（監事、非業務執行理事等）には、1人あたり1億円の支払限度額が上乗せされます（全ての法人外役員の上乗せ合計額は5億円が限度）。
 役員相続人には、1人あたり1億円の支払限度額が上乗せされます（全ての役員相続人の上乗せ合計額は3億円が限度）。
 例として、補償パターンBにご加入の場合、法人外役員の方は1億円の上乗せ補償により2億円が限度となります（ただし、全ての法人外役員の上乗せ合計額は5億円が限度）。

（ ）内の金額について

役員個人への給与課税を回避するために、役員の方からの法人に対する賠償部分の保険料を区分して明記し、当該部分保険料を役員の方個人に負担いただくことが出来るようにしております。

役員に当該保険料分の利益（給与所得）があったとされ、保険料の金額分に給与課税がなされる可能性に配慮した対応ですが、最終的な保険料負担可否の判断を確認したい場合は税理士もしくは弁護士の方にご相談ください。

なお、この部分も含めて法人が保険料負担した場合であっても、保険契約自体は有効です。

契約者	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 ※この保険契約は、社会福祉法人東京都社会福祉協議会を保険契約者とし、その会員法人を記名法人とする役員賠償責任保険(D&O マネジメントパッケージ(経営責任総合補償特約条項付帯会社役員賠償責任保険))の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は保険契約者が有します。
保険期間中 総支払限度額	5千万円・1億円・3億円の3パターンからご選択いただきます。 （免責金額はありません）

(6) お申込み方法

☆期の途中からのご加入が可能です（保険料は月割計算）。

加入手続き

- 添付の水色の「加入依頼書」、「ご質問書 兼 告知事項申告書」に必要事項を記入・押印ください。
 - 上記1の書類に加え、直近の総資産額が分かる決算資料（貸借対照表等）を添えて、下記記載の取扱代理店までご送付ください。
- <ご送付先> 有限会社東京福祉企画 Tel:03-3268-0910 Fax:03-3268-8832
 〒162-0825 東京都新宿区神楽坂1-2 研究社英語センタービル3階
- 保険料は下記の口座まで募集締切日までに振込みください。

<お振込先> みずほ銀行 飯田橋支店 普通 No.1460372
 福) 東京都社会福祉協議会 民間福祉職員労災上乗せ保険口

ご注意事項

●もし事故が起きたときは

対象事由が生じた場合は、遅滞なく、被保険者が最初にその対象事由を知った時の状況、対象事由の内容およびその対象事由の原因となる事実および行為に関する情報、他の保険契約等の有無および内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。対象事由が発生するおそれのある状況(ただし、対象事由が発生することが合理的に予想される状況に限ります。)を知った場合は、遅滞なく、その状況および原因となる事実・行為について、発生日および関係者等その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

●ご加入者と被保険者が異なる場合

ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者からのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

●示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様(被保険者)ご自身が、引受保険会社担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置きください。また、引受保険会社の承認を得ずにお客様(被保険者)側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

●保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

●ご加入の際のご注意

〈告知義務〉

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※引受保険会社の代理店には、告知受領権があります。

〈通知義務〉

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご加入を解除することがあります。通知義務の対象ではありませんが、ご加入者の住所等を変更した場合にも、ご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

〈補償の重複に関するご注意〉

補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

〈代理店の業務〉

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有別にご加入につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

〈保険会社破綻時の取扱い〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一時期凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(※))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※) 保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(※) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

●共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

〈引受保険会社と引受割合〉

この保険契約は以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険株式が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

各引受保険会社は、以下の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険株式(幹事保険会社)	81.0%
三井住友海上火災保険株式	14.0%
損害保険ジャパン株式	5.0%

このご案内は、役員賠償責任保険(D&Oマネジメントパッケージ)(経営責任総合補償特約条項付帯 会社役員賠償責任保険)の概要をご紹介したものです。ご加入に際しては、必ず保険約款をご確認ください。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

令和 6 年 6 月 2 7 日

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会評議員選任・解任委員会委員の選任について

1. 提案理由

定款第 7 条及び評議員選任・解任委員会運営細則第 2 条で、評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 3 名の合計 5 名で構成するとされている。

今般、任期途中での 1 名欠員に伴い委員候補者を理事会で選任する。

構成	氏名	所属団体
外部委員	若林 一夫	社会福祉法人 世田谷ボランティア協会 常務理事

2. 任期

令和 6 年 6 月 1 2 日から令和 7 年定時評議員会終結時まで

社会福祉法人
世田谷区社会福祉協議会定款（抜粋）

第 2 章 評議員

（評議員の選任及び解任）

第 7 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 3 名の合計 5 名で構成する。

3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。

社会福祉法人
世田谷区社会福祉協議会
評議員選任・解任委員会運営細則（抜
粋）

（委員の構成）

第 2 条 委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 3 名の合計 5 名で構成する。

（委員の任期）

第 3 条 委員の任期は、就任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

参考

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会評議員選任・解任委員会運営細則

(目的)

第1条 本細則は、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会定款第7条第1項に規定された社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会評議員選任・解任委員会(以下「委員会」という。)における評議員の選任・解任手続き等を定めたものである。

(委員の構成)

第2条 委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員3名の合計5名で構成する。

2 会長(会長に事故あるときは常務理事)は、委員会に出席しなければならない。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 委員は、辞任又は任期満了後においても、定款第7条第2項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(委員の解任)

第4条 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

(1) 心身故障のため、職務の執行に堪えないと認められたとき

(2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(委員の報酬等)

第5条 委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

2 委員の報酬額は、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会講師等謝礼基準とする。

(招集)

第6条 委員会は、会長が招集する。

(招集通知)

第7条 会長は、委員会の日の1週間までに、各委員会委員(以下「委員」という。)に対して書面でその通知を発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(委員長)

第8条 委員会の委員長は、当該委員会において委員の中から選出する。

2 委員長は、委員会の議長とする。

(評議員の選任)

第9条 評議員の選任は、以下の各号の手続を経るものとする。

(1) 理事会は、理事会で決議された様式1「次期評議員候補者推薦書」を委員会に提出する。

(2) 理事会(会長に事故あるときは常務理事)は、「次期評議員候補者推薦書」記載事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。

(3) 委員会は、理事会より提出された「次期評議員候補者推薦書」について審議を行い、評議員の選任について決議を行う。

(評議員の解任)

第10条 評議員の解任は、以下の各号の手続を経るものとする。

(1) 理事会(会長に事故あるときは常務理事)は、委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。

(2) 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。

(3) 委員会は、理事会により提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第11条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

2 前項の規定にかかわらず、委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、委員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第12条 委員会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録は書面をもって作成し、委員長および出席した委員が記名押印しなければならない。

3 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

(1) 委員会が開催された年月日及び場所

(2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果

(3) 委員会出席者の氏名

(4) 委員会の委員長が在するときは、委員長の氏名

4 第1項の議事録は、委員会の日から10年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

(補足)

第13条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第14条 この細則の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この細則は、平成29年1月4日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年6月14日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年7月8日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年11月8日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

報告事項 7

令和6年6月27日
連携推進課

第22回地域福祉推進大会について

令和6年度第22回地域福祉推進大会の企画・調整に向けた実行委員を設置するため、各地域社協福祉推進協議会に実行委員の推薦を依頼したところ、以下の通り回答があったので報告する。

1. 第22回地域福祉推進大会実行委員

世田谷	川崎 恵美子	世田谷地域社協福祉推進協議会副会長 太子堂地区社協会長
北沢	須藤 啓子	北沢地域社協福祉推進協議会副会長 代沢地区社協会長
玉川	吉岡 光章	玉川地域社協福祉推進協議会委員 二子玉川地区社協副会長
砧	佐々木 司寿子	砧地域社協福祉推進協議会委員 きぬた地区社協書記
烏山	岩井 瑞枝	烏山地域社協福祉推進協議会委員 上祖師谷地区社協副会長
事務局	長岡 光春	事務局長

(敬称略)

2. 日時・会場

2024年11月24日(日) ※時間調整中

世田谷区民会館ホール

3. 今後の予定

5月31日(金) 第1回実行委員会(企画の検討)
8月 第2回実行委員会(プログラム内容の決定)
9月～10月 周知 参加者募集
10月 第3回実行委員会(当日の役割分担)
11月24日(日) 実施
12月 第4回実行委員会(次回に向けた引継ぎ)

令和5年度世田谷区社会福祉協議会会員会費の実績について

令和5年度の会員会費募集の実績について、別紙のとおり報告する。

令和5年度会員会費の実績について（令和6年3月31日現在）

地域	地区名	令和5年度実績		対前年度比較(令和6年3月31日現在)	
		会費額(円)	会員数(名)	会費額(円)	会員数(名)
世田谷	池尻	574,400	76	96,900	△ 9
	太子堂	426,300	79	72,500	△ 16
	若林	516,100	275	△ 128,300	△ 64
	上町	414,000	37	△ 48,797	△ 9
	経堂	2,388,616	4,039	308,546	610
	野沢	654,030	616	△ 131,970	5
	下馬	875,885	940	△ 70,638	836
	上馬	1,765,954	485	1,046,654	410
	事務局	5,000	1	△ 5,000	△ 1
	計	7,620,285	6,548	1,139,895	1,762
北沢	梅丘	1,377,210	1,938	△ 2,740	△ 41
	代沢	1,156,144	1,796	220,744	455
	新代田	528,800	22	△ 27,300	△ 20
	北沢	743,600	882	△ 52,650	△ 83
	松原	797,386	338	227,936	183
	松沢	1,305,200	505	76,600	△ 66
	事務局	5,000	1	△ 9,300	△ 4
	計	5,913,340	5,482	433,290	424
玉川	奥沢	1,081,100	278	△ 6,700	11
	九品仏	956,900	388	△ 59,550	6
	等々力	1,740,070	2,720	△ 24,989	78
	上野毛	666,000	82	27,500	13
	用賀	988,000	179	88,500	36
	二子玉川	510,300	138	22,000	△ 13
	深沢	2,296,290	1,238	△ 97,623	△ 15
	事務局	10,000	2	5,000	1
	計	8,248,660	5,025	△ 45,862	117
砧	祖師谷	976,215	412	121,945	△ 120
	成城	1,022,501	2,870	△ 122,169	401
	船橋	1,354,150	1,539	12,425	△ 17
	喜多見	2,512,059	3,285	930,524	△ 130
	砧	822,800	403	103,000	36
	事務局	5,000	1	0	0
	計	6,692,725	8,510	1,045,725	170
烏山	上北沢	471,700	342	148,250	287
	上祖師谷	660,000	38	△ 27,000	△ 5
	烏山	798,300	299	162,900	174
	事務局	5,000	1	△ 500	△ 1
	計	1,935,000	680	283,650	455
総務課		365,000	75	9,500	3
総合計		30,775,010	26,320	2,866,198	2,931

そ の 他

令和6年6月27日
総 務 課

令和6年度世田谷区社会福祉協議会年間スケジュール（予定）

月	日	曜	会議・事業	時間	会場等
11	7	木	第2回理事会	14時～16時	砧区民会館（成城ホール）集会室C・D
11	24	日	第22回地域福祉推進大会	調整中	世田谷区民会館ホール
11	28	木	第2回評議員会	14時～16時	砧区民会館（成城ホール）集会室C・D
3	11	火	第3回理事会	14時～16時	砧区民会館（成城ホール）集会室C・D
3	25	火	第3回評議員会	14時～16時	砧区民会館（成城ホール）集会室C・D